



## 共生社会の実現に向けて ～障害者差別解消法とは～



我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会(共生社会)を実現することを目指しています。「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。

本法における「障害者」とは、障害者手帳を持っている人だけではありません。身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人(発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます。)、そのほか心や体のはたらきに障害のある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です(障害のあるこどもも含まれます)。

**禁止** 障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、障害のない人には付けない条件を付けることなどは禁止されています。

合理的配慮の提供 (令和 6 年 4 月 1 日から事業者も義務)

- ・障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。
- ・障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。
- ・「合理的配慮の提供」に当たっては、障害のある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対応案を検討することが重要です。

合理的配慮の  
具体例



飲食店で車椅子のまま  
着席したい。

机に備え付けの椅子を  
片付けて車椅子のまま  
着席できるスペースを  
確保した。



文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへの参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない。

書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などで、ホワイトボードを撮影できるようにした。

内閣府 HP より

※人権福祉センターでは、市民の皆様に向けた講座や無料のカウンセリング・弁護士相談を行っています。  
詳しくは、裏面の案内もご覧ください。



## 湖南分館の事業風景

★毎日コツコツと続けることが大事です★

### すっきり体操

(大郷会館)

1月5日(月)

講師: Fitness Ja-んぐる

三澤 絵里さん



全身を伸ばすことで身も心も  
すっきりします

(参加お待ちしております。)

### 楽チェア体操

(温泉会館一ノ湯)

1月14日(水)

講師: Fitness Ja-んぐる

谷口 尚子さん



チェア(いす)を使って行う体操です。  
膝の負担が少なく楽しく動かせます



## 2月 人権・生活相談日程

### 無料相談

#### カウンセラー相談

【開催日】2月10日(火)・24日(火)

【時 間】①15:00~15:50

②16:00~16:50

【定 員】各回 1人



#### 夜間弁護士相談

【開催日】2月19日(木)

【時 間】①18:30~19:00

②19:15~19:45 ③20:00~20:30

【定 員】各回 1人

ひとりで悩まないで ご相談ください ~大切なのは、誰かに話すことです~

| 2月 事業 予定 / 内 容 |            | 開 催 日 ・ 場 所 |         |
|----------------|------------|-------------|---------|
| す っ き り 体 操    | ストレッチ & ヨガ | 2/2(月)      | 大 郷 会 館 |
| 楽 チ ェ ア 体 操    | 健康づくり体操    | 2/18(水)     | 一 ノ 湯   |

分館の事業は申し込み不要、無料で参加できます。お気軽にご参加ください。

【お申込み・お問合せ】鳥取市中央人権福祉センター 鳥取市幸町 151 電話 24-8241

【より親しんでいただける広報紙へ！】アンケート 受 付 中！

人権福祉センターの広報紙を読んでいただきありがとうございます。

アンケートにお答えいただけたら幸いです。回答はこちらをアクセス

